

令和 6 年度(2024 年度)八王子市省エネ家電等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市地球温暖化対策地域推進計画に基づく家庭における環境配慮行動の推進を目的として、省エネルギー性能の高い家電製品等を買換えた市民に対し、市がその費用の一部を補助することにより、省エネ家電製品等の普及促進を図り、市内の二酸化炭素排出量の削減及び自宅での熱中症予防対策に寄与することを目的とする。市が交付する補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則(昭和 35 年八王子市規則第 19 号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1)申請日時点で、市内に住民登録がある個人であること。
- (2)新品の製品を市内の販売店舗において、八王子市内の自宅に設置されていた機器から買替えるために購入し、自らが居住する市内の住宅(第 1 号に規定する住民登録地と同一であるものに限り、店舗付き住宅を含む。)に設置していること。
- (3)八王子市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月 15 日条例 23 号)第 2 条に規定する者でないこと。

(補助対象製品、要件及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる製品(以下「補助対象製品」という。)、要件、対象購入・設置期間及び当該製品等に係る補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象の経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象製品の購入及び当該購入に係る据付又は工事に要した費用(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

- 2 前項の規定に関わらず、補助対象者が自ら工事を行った場合は、工事に要した費用は補助対象経費としないこととする。

(補助の制限)

第5条 補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。ただし、交付申請を受けた補助金額の合計が、補助金交付のための予算額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

- 2 前条の規定による補助金の交付は、同一年度内において、補助対象者又は同一世帯で生活する者のいずれか 1 台のみとする。前条の規定による補助対象経費については、市から他に補助に係る交付決定を受けていないこととする。
- 3 補助対象経費を超える補助は行わない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請する者は、令和 6 年(2024 年)6月1日から令和 6 年(2024 年)9 月 30 日までの間に省エネ家電等設置費補助金交付申請書(第 1 号様式)に別表2で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条により申請を受けた際はその内容を審査する。ただし、第5条第1項において、受付を終了した場合は、審査しない。

- 2 同日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。
- 3 補助金を交付することを決定したときは、省エネ家電等設置費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないことを決定したときは省エネ家電等設置費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)がいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
 - (3) 本事業に係る市の指示に従わなかったとき。
 - (4) その他、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに省エネ家電等設置費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた申請者は、市長が指定する方法により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その交付を受けた補助金を返還させることができる。

(状況調査)

第11条 市長は、必要に応じて当該補助金交付に係る補助対象製品の設置状況の調査を行うことができる。

(協力の要請)

第12条 市長は、補助決定者に対して、市が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力を求めることができる。

(見直し)

第13条 この補助事業は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

(免責)

第14条 市長は、この補助金交付申請に関して申請者と第三者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年(2024 年)6月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

製品の種別	要件	対象購入・設置期間	補助金額
エアコン	「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省資源エネルギー庁)に掲載する統一省エネルギーラベル目標年度2027年度で3つ星以上の性能であること。	令和6年(2024年)6月1日から8月31日まで	補助対象経費の1/4の額(ただし、20,000円を上限とする。)

備考

- 1 設置、撤去にあたっては、関係法令を遵守すること。
- 2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 対象購入・設置期間に購入及び設置された製品を交付対象とする。

別表2(第6条関係)

製品の種別	提出書類
エアコン	(1) 製品を購入した際の領収書の写し (2) 製造メーカーが発行した製品の保証書の写し (3) 家電リサイクル券(排出者控え)の写し (4) 設置場所住所のわかる書類の写し(納品書等) (5) 口座情報のわかるものの写し (6) その他、市長が必要と認める書類